

四日市市文化財保護審議会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月22日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第4号

四日市市文化財保護審議会運営規則の一部を改正する規則

四日市市文化財保護審議会運営規則（令和4年四日市市規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(任期) 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、 <u>再任を妨げない。</u>	(任期) 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、 <u>その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u>
<u>2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u>	
<u>3</u> (略)	<u>2</u> (略)
<u>4</u> (略)	<u>3</u> (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(シティプロモーション部文化課)